

国保・高齢者医療だより



国民健康保険・後期 高齢者医療保険証が 更新されます

国民健康保険及び75歳以上の人への後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。（7月中に郵送します。）

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、お間違えのないようにして下さい。

保険証と 高齢受給者証を 一体化しています

以前は70歳から75歳未満の方には、保険証とは別にハガキ大の高齢受給者証を交付しておりましたが、現在は高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付していますので、医療機関等を受診されるときは、8月末日までに更新の手続きを願い合わせて下さい。

限度額適用・減額認定 申請を忘れずに

国民健康保険や後期高齢者医療では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、一部負担金や食事代が減額される認定証を交付しています。

○対象

65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方

（雇用保険の特定受給資格者）、または雇い止めなどにより離職した方（雇用保険の特定理由離職者）で、失業給付を受ける方

○軽減内容

65歳未満の方で、倒産・解雇などにより離職した方

（雇用保険の特定受給資格者）、または雇い止めなどにより離職した方（雇用保険の特定理由離職者）で、失業給付を受ける方

非自発的失業者の 国民健康保険税を軽減

低所得世帯の均等割額、平等割額の軽減基準額を拡大します。

国民健康保険税のうち均等割額、平等割額については、所得に応じて、7割・5割・2割軽減する措置を講じています。

国民健康保険税の 軽減が拡大されます

この賦課限度額が、国の法令改正に合わせて、「後期高齢者支援分」と「介護保険分」について、それぞれ2万円ずつ引き上げられることになりました。

世帯主の印鑑を、町民課税務係まで持参して下さい。

賦課限度額（年間で納めていたり最高額）が定められています。

から、その月の属する年度の翌年度末まで。

○手続方法

現在入院中の人がある世帯は、8月末日までに更新の手続きを願いします。

保年金係☎②2113 ○お問い合わせ 町民課国

○対象期間
離職日の翌日の属する月

国民健康保険税は、「医療保険分」「後期高齢者支援分」「介護保険分」の3

賦課限度額が 引き上げられます

○国民健康保険税の税率・賦課限度額（平成26年度）

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割額	5.8%	2.2%	1.8%
資産割額	25.0%		
平等割額	25,000円		
均等割額	15,000円	10,000円	10,000円
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円